

企 画 提 案 実 施 要 領

業務名

「八女市A I オンデマンド交通システム導入及び運用保守業務」

令和8年3月24日

八女市地域公共交通協議会

1. 目的

本業務は、八女市における地域公共交通の利便性向上と運行効率の最適化を図るため、AI 技術を活用したオンデマンド配車システムを導入・運用するものである。現行のデマンド交通システムを高度化し、AI によるリアルタイム自動配車、スマートフォンアプリからの予約受付、および効率的なドアツードア運行を実現することで、利用者の移動自由度を高め、ひいては市民生活をインフラとして支える交通を構築することを目的とする。

2. 企画提案対象業務の概要

(1) 業務名

八女市 A I オンデマンド交通システム導入及び運用保守業務委託

(2) 業務内容

別添「八女市 A I オンデマンド交通システム導入及び運用保守業務委託仕様書」(以下「仕様書」という) のとおり。

(3) 履行期間：

①システム構築期間：契約締結日の翌日から令和8年11月30日まで

②システム運用期間：令和8年12月1日から令和9年1月31日まで

(ただし、システム運用は令和9年2月以降の継続利用を協議予定。)

(4) 提案限度額(消費税及び地方消費税を含む)

総額：52,200,000円

[内訳]

1. 運行システムの初期構築及びセットアップ(イニシャル費用)

上限 50,000,000円

2. 運行システムの稼働及び運用保守(ランニング費用)

上限 2,200,000円

※上記金額は契約時の予定価格を示すものではなく、業務に要する費用の規模を示すもの。

※ランニング費用については、令和9年4月1日から5年間を想定した年度毎の参考見積表を添付すること。なお、端末使用に関する通信費は含まない。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。なお、参加者が資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者。

(2) 八女市競争入札参加指名停止等措置要綱(平成23年4月1日施行)に基づく指名停止、国、県又は他の地方公共団体からの指名停止の措置を、参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に受けていない者であること。

- (3) 国税、県税、市税等の滞納がないこと。
- (4) 本業務を円滑に遂行するための強固な実施体制および情報セキュリティ管理体制を有すること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事更生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされていない者、経営状況及びその規模、体制において、本業務の履行に支障がない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 福岡県内に事業所を有し、市と十分な意思疎通ができる者。

4. 参加申し込み

本企画提案への参加申し込みは次により行うものとする。

(1) 提出書類及び必要部数

- | | |
|--------------------------|----|
| ①企画提案参加申込書（様式1） | 1部 |
| ②業務実績調書（様式2） | 1部 |
| ③業務実施体制調書（様式3） | 1部 |
| ④会社概要資料（様式自由、A4判） | 1部 |
| ⑤法人の登記事項証明書又は登記簿謄本（写し可） | 1部 |
| ⑥国税、県税、市税等の滞納のない証明書（写し可） | 1部 |
| （担当者の常駐する事業所所在地の証明書） | |

※法人の登記事項証明書又は登記簿謄本、納税に関する証明書は、発行後3か月以内のものとする。

(2) 添付書類

- | | |
|-----------------------|----|
| ①業務実績調書（様式2）に係る契約書の写し | 1部 |
| ②会社の概要がわかる資料 | 1部 |

※様式は自由とするが、A4判として会社名、所在地、技術者数、業務概要、会社設立年月日、連絡先（担当者氏名、電話番号、FAX番号、メールアドレス）を明記のこと。同じ内容の記載があれば既存のパンフレットでも可。

5. 参加申込書の提出

- (1) 期限 令和8年4月6日（月）17時
- (2) 場所 八女市役所 未来創造戦略部 交通政策課
- (3) 方法 持参または電子メール（PDF形式）(kotuseisaku@city.yame.lg.jp)

6. 参加資格審査

書類による資格審査後、電子メールによりその結果を通知する。なお、参加資格を得ることができなかった者に対しては、その理由を併記する。

7. 企画提案

(1) 企画提案に必要な書類

①企画提案書（様式4） 10部

※仕様書記載の審査加点項目に合致する事項は、分かるように明示すること。

※企画提案書別紙（任意様式）において、次の事項に留意すること

- ・システムの操作性（ユーザー、ドライバー、オペレーターの視線から、各々の操作画面の構成や見やすさ等）
- ・システム性能・機能性（最適な配車の実現に向けた機能について記述すること。特に、八女市管内が広域で集落が分散し、各車両の運行エリアが広いことを踏まえ、利用者目線に立った各種パラメーター設定や、安定稼働に向けたシステム導入後のチューニング支援等があれば記述すること。）
- ・システムの拡張性（Ma a S 等他のシステムとの連携可能性や自社システムの拡張性等に優位性があれば記述すること。任意。）
- ・運用・保守体制について（特に、システム構築から導入後の安定稼働に向けて、オペレーターやドライバーの操作定着、アプリの不具合対応等に関する現場の支援体制について記述すること。）
- ・事業実施スケジュール（業務遂行に向けた工程表について記述すること。）

②経費見積書（積算内訳を添付） 10部

※うち1部は代表者印のある原本とする。また、見積りは業務仕様書の区分に従い、単価及び数量などの記載により内訳がわかるようにする。金額は消費税抜きとする。

※提案したオプションサービス、及び運行開始後システム設定変更の必要が生じた場合の変更料金（ただしカスタマイズを必要とする変更は除く）を、経費見積書に記載すること。

③業務フロー図（様式任意）

(2) 提出期限

令和8年4月13日（月）17時

(3) 提出先

八女市地域公共交通協議会

（事務局：八女市未来創造戦略部交通政策課 電話0943-23-1189）

(4) 提出方法

持参または電子メール（PDF形式）

(5) 質疑

本企画提案に係る質疑は、所定の様式により電子メールで行う。

①質疑様式（様式5）

②メールアドレス kotuseisaku@city.yame.lg.jp

③受付期限 令和8年4月6日（月）17時

④回答方法 質問への回答は、質問者及び全業者に対して電子メールにて行う。

8 審査および評価方法

参加者からの企画提案内容の説明（プレゼンテーション）及び提案内容に対する審査委員によるヒアリングを実施する。ただし、企画提案者が3者を超えた場合は、書類のみによる事前審査を実施し、プレゼンテーションを行う者を限定することができる。この場合、企画提案書提出期限の翌日から起算して7日以内に文書により、その結果を通知する。

（1）実施日 令和8年4月24日（金）

（2）審査方法

審査委員会の合議形式で行い、プレゼンテーションおよびヒアリングを実施する。所要時間は1事業者あたり25分以内（プレゼンテーション15分、質疑応答10分）とする。※プレゼンテーションにおいて、スクリーン等を使ったデモンストレーションは行わない。

（3）評価

審査は委員会によるプレゼンテーション及びヒアリングにより行い、合計400点満点で評価する。

評価項目配点審査の着眼点

大項目	中項目	配点 内訳	着眼点
(i) 業務実績・体制（配点100）	業務実績	50	同種業務や他地域での導入実績。
	実施体制・工程	50	スタッフの配置および実現可能な詳細スケジュールの提示。担当者の業務経験や勤務地、現地・現場の対応力。
(ii) 企画提案（配点100）	業務理解	20	八女市の地理的特性や地域公共交通の特性への理解度。
	システム利便性	20	A I 等最新技術を活用した配車・予約を具備した利便性の高いシステムか。
	システム操作性 効率性	20	利用者にわかりやすい予約方法や操作になっているか。予約センターにとって効率的な対応が可能か。運行効率を向上させる機能を有したシステムか。
	マネジメント 定着・	20	交通事業者や市民等との関係について、本業務を主体的にリードし、進捗を

	改善支援		管理することが出来るか。
	独自提案	20	市民の利便性や効率的な運行につながる創意工夫があるか。
(iii) プレゼンテーション		100	資料の視認性、質疑に対する的確な回答、業務への意欲。
(iv) 価格審査		100	設計の合理性（企画提案と価格の合理性）
合計		400	

(4) 審査結果の通知

失格者を除いた者のうち、総合点が最も高い者を契約の優先交渉候補者（以下「候補者」という。）として特定する。また、全ての参加者に対し書面で自社の結果を通知する。

9. 契約

企画提案者から提出された企画提案書の内容をプレゼンテーション及び質疑応答により審査して、候補者と次点者を選定する。

候補者に選定された事業者と八女市地域公共交通協議会で協議し、本業務の委託に係る仕様書を確定させた上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適さないもの）の規定による随意契約を締結する。

なお、契約交渉が不調の場合は、評価により順位付けられた上位の者から順に契約交渉を行う。

10. 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案等を無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 評価の公平性を害する行為があった場合

11. その他

- (1) 参加者が複数にならない場合は、本企画提案は中止する。
- (2) 本企画提案に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 業務実施体制調書（様式3）に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、あらかじめ同等以上の技術者である旨市の了解を得なければならない。
- (5) 提出された書類は返却しない。なお、提案書内に提案者独自の特許権等を有す

るビジネスモデルがある際は、当該提案者が不採択となった場合、本市は一切これを使用・公表しない。ただし、内容が、周知の事実であると認められる場合、ならびに提案者が事前にこのことを提案書に明記する等の方法により本市に通知していない場合は一切の責任を負わない。

(6) 採用した企画提案の著作権は交通協議会に帰属する。

9 スケジュール（予定）

実 施 内 容	実 施 期 間 又 は 期 日
参加表明書受付期間	令和8年3月24日（火）～令和8年4月6日（月） 17時必着
質問受付期間	令和8年3月24日（火）～令和8年4月6日（月） 正午必着
質問回答期限	令和8年4月9日（木）
企画提案書受付期間	令和8年4月13日（月） 17時必着
プレゼンテーション審査	令和8年4月24日（金）
契約締結	令和8年5月中下旬

以上